

川崎市学校給食用食材産地判別検査その2業務委託 仕様書

1 件名

令和5年度川崎市学校給食用食材産地判別検査その2業務委託

2 履行場所

給食調理施設のある市立小・中・特別支援学校（122校）、学校給食センター（3施設、以下「センター」という。）、教育委員会事務局健康給食推進室

3 検査内容

学校給食の安全性確保を目的に、別紙「検体名・検査回数・検査項目・単価一覧表」のとおり食材の都道府県別産地判別検査を行う。

4 委託期間

契約締結日～令和6年3月29日

5 検体回収

- (1) 発注者は原則として回収日の1か月前までに、検体の回収日時及び回収場所（「2 履行場所」のいずれかの場所）を受注者に指示する。なお、発注者の指示が期日を過ぎた場合でも、受注者が受付した検体は検査を行うものとする。
- (2) 受注者は発注者の指示に従い、検体を回収する。
- (3) 発注者は別紙「検体名・検査回数・検査項目・単価一覧表」に記載された回収1回あたりの単価に基づいて、回収費用を負担する。ただし、同日に複数の検体を別々の施設から回収する場合も回数は1回とみなす。
- (4) 検体回収日の前日（土曜日、日曜日、祝日を除く。）以降に回収のキャンセルや回収日の変更を行う場合は、発注者は回収費用を負担する。
- (5) 受注者は検体の回収から検査まで温度管理を徹底し、検査に影響の生じないよう十分に注意する。

6 検査日数

受注者は、検体回収日から15日以内（土曜日、日曜日、祝日を除く。）に検査を完了させること。ただし、発注者の承諾を得たものについては、期限を延期できるものとする。

7 検査報告

- (1) 受注者は検査完了後、翌月 5 日（3 月中の検査については 3 月 31 日以前の開庁日）までに委託業務完了報告書 1 部及び検査結果報告書 1 部を発注者に提出する。
- (2) 検査結果報告書は検査月別に作成し、検査結果の他、検体名、回収量、検体回収施設名を記載する。
- (3) 委託業務完了報告書は発注者の指定する様式を使用する。
- (4) 委託業務完了報告書及び検査結果報告書は書面又はデータ送信とする。データの形式は PDF ファイルとし、発注者の電子メールアドレス宛に送信する。
- (5) 検査結果の報告に係る費用は、受注者が負担する。
- (6) 検査結果と発注者の提示する検体産地情報が異なる場合、報告書の送付とは別に、直ちに電話及び電子メールにて発注者に報告する。

8 支払方法

支払は、別紙「検体名・検査回数・検査項目・単価一覧表」記載の契約単価に基づいた、月ごとの実績払いとする。

9 その他

- (1) 本仕様書に定めのない事項については、発注者と受注者が協議して定める。
- (2) 発注者は、受注者の承諾なく検査結果及び受注者名を公表することができる。